

平成23年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第2号

平成23年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示並びに削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(機関の分類) 第2条 略 2 略 3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課をいう。 4～7 略	(機関の分類) 第2条 略 2 略 3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。 4～7 略
(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置) 第3条 本庁は別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。 2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則	(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置) 第3条 本庁は別表第1の第1項から第5項まで、第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。 2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則

(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により別表第1の第5項、第8項及び第11項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

(本庁及び本庁機関の分掌事務)

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)~(5) 略

(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第17号、第19号及び第20号、小中学校課の項第2号から第5号まで並びに第15条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。)に関する事

(7)~(16) 略

(17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関する事

(18) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関する事

(19) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関する事

(20) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関する事

(21) 公立学校共済組合の業務に関する事

(22) 略

(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により別表第1の第6項、第9項及び第12項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

(本庁及び本庁機関の分掌事務)

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)~(5) 略

(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。福利室の項第1号及び第3号、小中学校課の項第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。)に関する事

(7)~(16) 略

(17) 略

福利室

(1) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関する事

(2) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関する事

(3) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並び

<p>教育環境課～特別支援教育課 略</p> <p>高等学校課 (1)～(9) 略 <u>(10) 県立高等学校の在り方に関すること。</u> <u>(11) 生徒及び児童の学力向上に関すること。</u></p> <p>家庭・地域教育課 略</p> <p>人権教育課 (1) 略 (2) <u>進学奨学事業に関すること。</u> (3)及び(4) 略</p> <p>文化財課及びスポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 課等の長 上司の命を受け、<u>課等の事務</u>を掌理する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 理事監、参事監、参事及び室長 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。</p> <p>(5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、<u>課等の事務</u>に従事し、課長に事故がある場合は、その</p>	<p><u>に市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。</u></p> <p><u>(4) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。</u></p> <p><u>(5) 公立学校共済組合の業務に関すること。</u></p> <p>教育環境課～特別支援教育課 略</p> <p>高等学校課 (1)～(9) 略</p> <p>家庭・地域教育課 略</p> <p>人権教育課 (1) 略 (2) <u>同和対策奨学事業に関すること。</u> (3)及び(4) 略</p> <p>文化財課及びスポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、<u>室長補佐</u>、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 課等の長 上司の命を受け、<u>課務又は室務</u>を掌理する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 理事監、参事監、参事及び室長 (<u>(1)に掲げる課等の長の職にある者を除く。</u>) 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。</p> <p>(5) 課長補佐、<u>室長補佐</u>及び主幹 課長又は室長を助けて、<u>課又は室の事務</u>に従事し、課長又</p>
--	--

職務を代行する。

(6) 副主幹 上司の命を受け、課等の事務を処理する。

(7)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

東部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>
中部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>
西部教育局	学事係、学校教育係、 <u>社会教育担当</u>

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、教育行政監察担当
2 略	
3 略	
4 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係 <u>高等特別支援学校準備室</u>
5 略	
6 高等学校課	略 <u>高校教育企画室</u>
7 略	
8 略	
9 略	
10 略	
11 略	
12 略	

は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6) 副主幹 上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。

(7)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

東部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>
中部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>
西部教育局	学事係、学校教育係、 <u>生涯学習推進係</u>

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	総務係、給与担当、人事担当、教育行政監察担当 <u>教育企画室</u>
2 福利室	<u>健康管理担当、給付担当</u>
3 略	
4 略	
5 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係、 <u>高等特別支援学校準備担当</u>
6 略	
7 高等学校課	略 <u>高校改革推進室</u>
8 略	
9 略	
10 略	
11 略	
12 略	
13 略	

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>主任学芸員・学芸員</u>	別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員</u>
--	--

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>主幹学芸員・主任学芸員・学芸員・学芸員補</u> ・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士 ・運転士	別表（第6条関係） 1 及び2 略 3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員・学芸員補・専門員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士</u>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。